

坂井市押印の見直し基準

令和 3 年 2 月策定
総務部行政経営課

1 基本的な考え方

本人確認の必要性が低い手続きについては、押印を廃止することとします。
個々の手続きについては、「2 押印の見直し基準」に該当するかどうか判断し、検討継続の基準に該当しない手続きは廃止することとします。

2 押印の見直し基準

(1) 押印を廃止する手続き

① 記名でよいもの（押印不要）

ア 申請等について本人確認の必要性が低い手続き

イ 申請内容、添付書類等により提出者本人と確認・推定できる手続き

② 押印を選択制にすることができる手続き（署名又は記名押印）

ア 本人確認書類の添付がない手続き等で、本人確認や意思確認が必要なもの

イ 税務調査などの同意確認が申請書等に記載されているもの

(2) 検討を継続する手続き（国や県の法令・例規等によるもの含む）

ア 厳密な本人確認の必要性がある手続き

イ 書類提出者以外の第三者が作成する手続き

ウ 契約関係手続き（契約、覚書、協定等）

エ 印鑑証明書等と照合を行う必要がある手続き

3 その他

- ・ 押印の見直しの判断に関する基準については、別紙のとおり
- ・ 法人印等を押印している書類についても、当該基準により判断すること

署名：自己の氏名を手書き（自署）すること

記名：自己の氏名を手書き（自署）するのではなく、印刷・手書き・代筆されたものなどにより氏名を記すこと

【別紙】押印の見直しの判断に関する基準

I 押印を廃止する手続き

1 ★廃止後の対応 ⇒ 記名のみ（押印不要）

(1) 申請等について本人確認の必要性が低い手続き

例 1) 申請者の要件を課していない手続き

各種イベント・教室等の参加申込書、施設の使用申請書 など

例 2) 市と継続関係にある者からの手続き

① 特定の団体に関する補助金、許認可等の手続き

※下記 2 に該当する補助金申請書を除く

② 許認可、届出受理等を行った案件に係る変更等の書類

例 3) 「申請者へのなりすまし」が考えにくい手続き

(2) 申請内容、添付書類等により提出者本人と確認・推定できる手続き

例 4) 本人確認書類の添付を求めている手続き

① 住民票、戸籍謄（抄）本、登記事項証明書その他公的証明書の添付

② 対面での本人確認（①の証明書の提示含む）

③ 申請書等のマイナンバーの記入

例 5) 申請内容により提出者本人からの申請等と推定される手続き

① 市が把握する情報で申請等の内容が照合できるもの

② 申請者以外に書類の添付や申請の記載が困難と考えられるもの

2 ★廃止後の対応 ⇒ 署名又は記名押印（選択制）

(1) 本人確認書類の添付がない手続きで、本人確認や意思確認を担保する必要があるもの

例 6) 申請者本人が作成する誓約書、同意書等

(2) 税務調査などの同意確認が申請書等に記載されているもの

例 7) 税務調査の同意確認を求めている補助金申請書等

II 検討を継続する手続き（書類）（国・県の法令や例規含む）

(1) 厳密な本人確認の必要がある手続き

例 1) 実印、登録印を求めている手続き（印鑑証明書の添付を求めるもの）

個人の権利に絡むもの等

例 2) 融資、就学資金等返還債務を誓約する手続き

例 3) 税務調査をはじめ、個人情報取扱いに等に関する同意に係る手続き

(2) 書類提出者以外の第三者が作成する書面

例 4) 委任状、承諾書、同意書等

(3) 契約関係手続き

例 5) 契約書、覚書、協定書等